

平成19年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年9月13日(木)

議事日程(第4号)

平成19年9月13日午前10時開議

日程第 1 報告第11号

日程第 2 議案質疑 議案第48号ないし議案第72号

日程第 3 請願委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第11号

日程第 2 議案質疑 議案第48号ないし議案第72号

日程第 3 請願委員会付託

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田目 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	綿引 優 君
保健福祉部長	増子 修 君	産業部長	小林 平 君
建設部長	川又 和彦 君	会計管理者	大森 茂樹 君

水道部長	西野 勲 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	高橋 正美 君
秘書課長	山崎 修一 君	総務課長	岡本 一美 君
監査委員	檜山 直弘 君		

事務局職員出席者

事務局長	大谷 利行	副参事兼総務係長	吉成 賢一
次長兼議事係長	菊池 武		

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第11号

議長（高木将君） 日程第1，報告第11号専決処分の承認を求めることについて。平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

報告第11号については、質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。報告第11号専決処分の承認を求めることについて、平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）については原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は原案承認することに決しました。

日程第2 議案質疑

議長（高木将君） 日程第2，議案質疑を行います。

議案第48号から議案第72号まで、以上25件を一括議題とし、通告順に発言を許します。7番平山晶邦君の発言を許します。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議案質疑をいたします。

私は議案第54号，議案第55号，議案第57号，議案第58号の不納欠損額についてのお考えをお聞きしたいと思います。

一般会計，不納欠損額2,054万9,610円。国保の不納欠損額が2,875万2,585円。

介護保険の不納欠損額が296万1,100円。下水道事業の不納欠損額が25万5,676円。合計で5,251万8,971円の不納欠損額になっております。

その不納欠損額というのは、地方公共団体における地税法における税の減免規定、そしてまた債権の徴収停止、責務の免除等を不納欠損額として処理することができるというふうに認識をしております。

私がここで聞きたいことは、地方公共団体の債権が消滅したと。そして、特に時効による消滅した債権、そういうふうなものがこの不納欠損額にどのような形で内容がなっているのかということをお聞きしたいわけでありませう。

また、この時効というのは消滅時効という形であるわけですが、その消滅時効というのは一定期間、権利者が権利を行使しないという事実状態が継続する場合、当該権利を消滅させるというふうに言われております。

そうしますと、この不納欠損の金額が権利を行使しなかったということ、そういうことはないんでしょうけれども、あったとすれば、やはりこれはきちっとした改善が必要なのではないかと、このように考えております。

そしてまた、債権の不行使と申しますか、その不行使状態が5年継続すると時効により自動的に消滅すると言われておりますが、時効を停止して、きちっと保険税、そしてまた市税を納めてもらうというものは昨日から議論になっているところだと、このように考えておりますので、この不納欠損額の、総括審議でございますから、考え方というものをお示しいただきたいと、このように考えます。

そしてまた、この不納欠損額の前段の収入未済額というものも今回の決算書を見ますと、12億円ほど収入未済額も、次の不納欠損に至る前の段階ではこういう金額もあるわけありますから、やはりこの不納欠損を行うということは、不納欠損を行うということに対する責任というものをきちっと執行部の皆さんも感じていただいて、この処理に関しての考え方についてお伺いをしたいというふうに思っています。

厚生労働省の大臣の言葉をかりるまでもなく、そういう払わない人間は1人たりとも牢屋にぶち込むんだとかというふうな議論も、前にさかのぼっての議論を国もしているような状況でありますから、こういう不納欠損額に関してのきちっとした対応をお願いしたいというふうに思います。これが1点でございます。介護保険とか、国保だとか入ってございますが、総務部長からの考え方の説明で結構でございます。

2番目として予備費と不用額の連動性についてお伺いをいたします。ページでいいますと、決算書の312ページの文化振興費でございます。ここの文化振興費に予備費からの流用で15万円というふうなものが記録されております。それで、不用額が163万5,254円でございます。

これをずっと見てみますと、この予備費から充当したのは市民吹奏楽団東関東大会出場の15万円、予備費より充当の15万円という形だと思っておりますが、ここで私はこの予備費の考え方と、あと1つはこの目の関係の中で、その節の区分の中での運用というものは可能であります。ですから、文化振興費の中での163万5,000円というふうな不用額が出るのであれば、この15

万円の予備費からの流用というものは考え方によっては避けられたのではないかというふうに思います。

突然、15万円が出てきましたと。だから、これは簡単に予備費から充当いたしますと。確かに、東関東大会へ出場するか、出場しないかわからないわけですから、確かにこれは突然出てきた15万円だと思ふんですが、これは目の項目の中で流用ができるというふうな形だと思いますので、この辺、なぜこの15万円が予備費として使われたのか。そして、また予備費を簡単に使わないということも非常に大切なことなのではないかなというふうに思いますので、この説明をお願いしたいということでもあります。

そういうわけで、私は予備費を簡単に流用しないという形の中で、どうして今回この予備費をここで使用したのかという形の中で、予備費と不用額との連動性についてお伺いをしたいわけがあります。

それと、やはり目の段階での流用というものは可能であると、私は認識をしておりますが、改めてその辺の見解、お考えをお聞きしたいという、この2点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第54号平成18年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算の認定についてのご質疑にお答えいたします。

まず、市税の不納欠損額の内訳についてでございます。代表して、市税の説明ということでお許しをいただきたいと思います。

市税につきましては、2,054万9,610円の不納欠損処分といたしております。この内容でございますけれども、不納欠損処分には議員ご発言のとおり、3つの分類がございます。第1点は、地方税法第15条の7第1項により、平成16年3月31日に滞納処分の停止。これは停止の要件は財産がないこと、生活困窮であること、所在不明となっております。これを決定し、3年間継続したため、地方税法第15条の7第4項により、今回、処分をいたしましたものでございます。これが144件、489万7,385円となっております。

2点目は、地方税法第15条の7第5項により即時停止処分。この停止の要件は、倒産、破産等により徴収できないことが明らかなきときでございます。これを行ったものが12件、9万6,577円でございます。

3点目は、地方税法第18条第1項により、平成19年3月31日に時効、消滅。停止の要件は、徴収権は法定納期限から20日以内に督促状を発送し、発送の翌日の10日後から5年間となっております。このことにより、今回、処分をしたものが1,071件、1,555万5,648円となっております。市税全体で見ますと、前年度の1,486件、1,753万3,824円に比べ、件数は259件の減となっております。税額につきましては、301万5,786円の増となっております。

不納欠損処分につきましては、1年間の滞納整理の結果でございます、その圧縮は大きな課

題でございます。関係部署と連携を図りながら、今後とも納付誓約や滞納処分により時効の停止を図ってまいりたいと考えております。

また、市としましては、このような状況を勘案し、機動力のある効率的な滞納整理を目指して、昨年、車を増車するとともに、本年につきましては組織を改正しまして、職員の増を図ってきたところでございます。これからも、滞納者の生活実態を考慮した中で、滞納整理を推進し、収入未済額の圧縮に努めてまいる考えでございます。

次に、予備費と不用額の連動性についてお答えいたします。予備費につきましては、年度中途において予算に不足が生じた場合や、予算編成時に予測されなかった経費が発生した場合、当該科目に充用して対処しております。議員ご発言のとおりでございます。

315ページ、9款5項3目19節、文化振興費への予備費充当につきましては、時系列的に申し上げますと、市民吹奏楽団が平成18年8月6日、茨城県吹奏楽コンクールにおいて金賞を受賞し、9月17日の東関東吹奏楽コンクールに出場するための助成金として15万円を9月6日に充用いたしました。

ご指摘の、15万円の充用を行ったにもかかわらず、20万1,450円の不用額を出してしまった理由についてでございますけれども、同じ節の中で市民ふれあいコンサート補助金として、8月25日に150万円を市の音楽協会に交付しましたけれども、12月12日の実績報告によりまして、この市民ふれあいコンサートの実績額としては20万円の不用額が発生しました。この額を戻し入れたもので、予備日を充用した9月6日時点においては不用額の発生が予測できなかったものでございます。

また、議員ご指摘の同じ目の11節、需用費においても101万2,119円の不用額が発生しております。これにつきましても、予備費充用時点では瑞龍山の調査報告書の印刷製本費が確定しておらず、3月定例会補正予算編成後に不用が確定したものでございます。予備費充用と不用額の状況は以上のとおりでございますけれども、予備費を充用する場合には議員ご指摘のとおり、安易な処理を行わず、執行見込額を十分に把握して行うなど、適正な会計処理を心がけていきたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 1点だけ、お伺いしたいんですけれども。私も詳しいことはわからないのですが、目の文化振興費で予算額を取っておりますと、この節の段階でいろいろな形になっていきますが、ここでのやりくりというものは可能なんですよね。ですから、それで最終的な予算に合わせていくということは可能なんですよね。あれは款なんですか、それとも目なんですか。そのところだけ、改めてちょっとお聞きしたいんですが。目の変更ですか。款ではないわけですね。わかりました。ありがとうございました。

議長（高木将君） 次、22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。通告順に質疑をいたします。私は本会議に提案されております議案の中から、議案第49号、議案第65号の2つの項目についてを質疑いたします。

初めに、議案第49号常陸太田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてでございます。本件の提案理由が常陸太田市清掃センター以外での一般廃棄物の処分について定めるため、本条例の一部を改正するものであると読まれまして、具体的な内容に触れていただけなかったことから、私は疑問部位といいたしめようか、当市清掃センター以外での一般廃棄物の処分について定めるためという、この文章化に疑義を持ちまして、冷静に考えてみたところ、現状の清掃センターの性能及び管理状況を持った施設はあるのか。それはどのような施設があるのか疑問を持ちまして、具体的な内容について伺うものであります。

次に、議案第65号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、5つの項目を質疑いたします。ページ18、19、款5農林水産費、項1農業費、目5農地費、節19負担金、これは県営土地改良事業計画調査費418万円のプラス補正であります。本件の説明では、町屋町、岡田町、小沢町の調査費であるとありました。

そこで1つ。本件は、当初予算で213万円を計上されており、補正で418万円を補正増額し、総計631万円と増額した理由は何かについてでございます。

2つ、3地区、それぞれの予算額はどのようになっているのか。

3つ、当初予算額213万円の算出基準について。

4つ、圃場整備事業は完成までに少なくとも10年以上はかかると言われております。今回の事業は3地区とも所期の目的である事業完了までやるための調査なのか。また、調査だけで終了するものなのか。

5つ、調査だけで終了するというのであれば、調査費631万円を当市の血税支出することから、市長自身が税の公平、公正を言われておりますから、非常に問題であると考えます。そして、事業主体は県営土地改良事業計画調査ということでありますので、県、市と申請地元の三者の事業であります。そこで、平成19年度の総事業費はどのくらいになるのか。

以上、5つの項目を質疑いたします。1回目の質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） ただいま、議案第49号常陸太田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正につきましてのご質疑がありました。提案理由につきまして、1つはもっと具体的な内容ということでございますので、ご説明いたします。

一般廃棄物の収集、運搬及び処分につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2で市町村が行うものと規定されていますが、第7条で市町村で収集、運搬及び処分することが困難な場合には、一般廃棄物処理業者に許可を与え処分させることができるものとなっております。

当市におきましては、ご案内のように、ごみの収集、運搬につきましては、収集、運搬を業者

に許可を与え、業務を委託しております。処分につきましては、清掃センターにおいて処理してきました。そのため、当市の廃棄物の処理及び再利用に関する条例におきましては、収集運搬業の許可及び委託に関しては定めがありましたけれども、処分業の許可及び委託に関しては何の定めもありませんでしたので、今回、条例の改正に至ったものでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されまして、平成15年12月1日より産業廃棄物処理施設でも事前に知事に届け出ることによりまして、一般廃棄物を処理できるようになりました。その届けをする際の添付資料として市町村の一般廃棄物処理業の許可の写しが必要となっております。

現在、ご案内のように、清掃センターでごみを処理しておりますけれども、庭で剪定いたしました剪定枝などにつきましては、清掃センターにおきましては機械の性能から長さを2メートル、太さを12センチということで制限をしております。今回、市内に立地をしております処理業者が大きな機械を持っておりますので、制限をすることなく、そういう剪定枝につきましても処理をしてもらえることになると思います。

今回、そういう意味で、搬入制限のない大規模な破砕機を有する処理業者に一般廃棄物の処分の許可を与えまして、住民の利便性やサービスの向上に資することを目的といたしまして、今回、条例の改正を提案したものであります。

以上です。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第65号常陸太田市一般会計補正予算の中のご質疑にお答えいたします。

19ページの第5款農林水産業費、1項農業費、5目の農地費、19節負担金、補助及び交付金の負担金、県営土地改良事業計画調査費418万円についてお答えいたします。

まず、増額の理由でございますが、町屋地区、岡田・小沢地区圃場整備事業計画に伴う調査費負担金の県の予算割り当て内示の増額によるものであります。当初予算の算出基礎につきましては、当初予算としての事業費は町屋地区の基本計画設計概算事業費、換地事前調査で326万円、岡田・小沢地区は暫定予算として100万円の事業費であります。その2分の1の負担額213万円を計上しておりました。

地区ごとの内容は、事業概要としまして、町屋地区、面積30ヘクタール、地権者数約160名、岡田・小沢地区、面積98ヘクタール、地権者数約260名となっております。今後、調査だけかと、調査費は無料かというようなことでございますが、調査費用については県が50%、市が50%で、地元の負担はありません。

そういう中におきまして、調査は地権者の90%以上の同意により実施しますが、調査実施後は事業実施に向けて、本同意100%取得を目指し、地元推進組織、市、県が連携して推進してまいります。

本年度の総事業費につきましては、町屋地区が380万円、岡田・小沢地区が882万円、

総事業費，合わせまして1,262万円で県が50%，市が50%の負担割合ですので，市の負担金は631万円ということになります。

以上でございます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） ありがとうございます。2回目に入りたいと思います。

まず，議案第49号の件でございますが，説明の中では，当市の中に処理事業者がいるということから，お願いできると考えているというお話でございまして，それだとしますと，具体的にはその処理業者の件のお名前は出てきておりませんが，私はこの件の調整時，この本会の打ち合わせのときに調整に出てきました担当の方といろいろお話をしたんですが，条例改正の目的は何ですかと，条例改正の目的は何かと。目的なくして現行条例をわざわざ改正し，提出することはあり得ないだろうと。本来の目的は何かと。既に，事業者もあるのかというふうなことを再度，伺いましたわけでございますが，次の出てくる言葉といたしますのは，あまり私としては理解できる言葉ではありませんでして，どこかの事業者が出たときに，対応するために改正しておくというふうなニュアンスの言葉を言われまして，その中の担当部の関係者，上司の方のお名前も言われておりましたが，私はこの件に関しましては，もう少し具体的に，その事業者がいるということであれば，その名前を我々に言って，ちゃんとやるという姿勢が私は必要だろうと。何を隠すんだという話をしたんです。

なぜ，私がそう言うかと言いますと，当市の清掃センターの建設に当たりましては，廃棄物には何が混入しているかわからないと。そして，焼却から発がん性のあるダイオキシン等が発生して，住民の健康，安心・安全ですか，そちらが保たれないものは絶対だめだということで，当時，町内の地権者等が大変な反対をしまして，当時の行政庁，関係部課長さんが連日連夜に，その地元の説明に行きまして，何とか理解され，今日の施設ができたという経緯があるわけでございます。私もそこに時折行って，管理状況を見せていただき，データなんかも記録されてありますから，それなんかも見たりしていますと，非常に性能がいいわけでございます。

それで，私が疑問を持ったということは，そういう施設のほかに当市にもあるということですから，それはどこの会社かというようなことを言っていただきまして，その会社が本当に今の清掃センターをつくる時のような管理体制になっているのかということに私は疑問を持っているわけです。

そういうことですので，その辺を具体的に教えていただきたいということで，言っておきましたんですが，今，ご説明いただきましたように，話はございません。それで，施設ですね，お名前を言っていただきたい。

それから，その施設は本当にそういう問題がないのかどうか。廃棄物といたしますのは，やはり相当に危険物が入っているだろうと考えるわけですね。ただ，その辺がどこまで管理されているかというようなことを確認する必要があるだろうというようなことで，安全・安心の管理と設備の性能はどのようなものか。確認をしているのか。それから，確認をしているならば，確認基

準は何を適用されているのか。その2つをお伺いしたいと思っております。

次に、議案第65号でございます。今、いろいろ説明いただきまして、内容はわかりました。そこで、確かに県と本市が負担をするということで、地権者はこれは無料であるということで、今も部長の方から調査は無料だというようなことが公表されながらやっているというお話が出ていましたが、確かにそのとおりでありまして、私はそれは別にいたしまして、県も、市も50%ずつ出しまして、総事業費が、話がありましたように、1,200万円からのお金をかけてやるわけでございます。

したがいまして、それは所期の目的が完成するということが前提でなければ、これは非常に問題があるだろうというふうに考えまして、今度のこの3地区の調査に関しましては、その辺がどこまで網羅されているのか、確認されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 2回目の質疑にお答えをいたします。

処理する業者の名前はということでございますが、これは宮の郷工業団地に設立をされました株式会社北越フォレストでございます。

次に、安全については確認をしているのかということでございますが、今回の条例の改正で予定しておりますのは、一般廃棄物のうちでも木くずを対象としております。それで、この会社は剪定枝とか、それから間伐材とか、そういうものをチップにいたしまして、親会社であります北越製紙のバイオマスのほうに有価物として、燃料として売っておりますので、そういう点につきましては問題はないというふうに思っております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 再度の質疑にお答えいたします。

調査に入るとようなことにつきましては、当然、100%同意、なおかつ所期の完成。これが前提であるというように、当然、説明をしまいでございます。そういうことで、今後、先ほど言いましたように、地元、県、市、ともに連携をとって推進してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 3回目に入ります。ただいまは2回目の質疑に対しますご答弁、ありがとうございました。

まず、議案第49号でございますが、お名前、会社名でございますが、北越フォレストということでございます。確かに、そのところにつきましては、これは福島の会津のほうから来ているというようなこともいろいろ聞いておりまして、このところは確かに燃料としまして、北越製紙といいましょうか、そちらのほうに納めている。これはそのとおりでございます、ひたちなか

市の高場にあるわけでございます。

私も現役時代、何回かこの北越製紙のほうにも行ったことがございまして、ある場所とか、当時のあれはわかりますが、そこは火力発電をしまして、売電をしているというようなことまで情報をいただいております。

そうしますと、ここでの北越フォレストは燃料として渡している。それから、今は剪定枝、間伐材というようなことだけが言われておりますが、実際、いろいろ聞いておりますと、この材料といたしまして、北越フォレストはひたちなか市のほうに20台強のトラックで燃料的なそういうものは運んでいると。それでも、非常に足りないんだと。それで、常陸太田市あたりも物色しているんだけど、なかなかないんだという話も聞いております。

ですから、今回の動きにつきましては、それはそれでいいと思いますが、ただ私はそういうところで、現在は家屋解体、そういうところの材料まで入っているそうです。前にも、一般質問の中で、そういうところに対します中に大きなきとか何かが入っておって、非常に大変だという話もありますよという話で、当市のほうからこの金砂郷のほうには行ったという話も実際聞いております。

そういうことを考えますと、家屋解体の中身は、いろんな塗装とか何かありますと、そこには化学液体を使っております。そこには、ここで言っていますように、発がん性の化学物質も入っているわけですね。そういうことを考えますと、今は安全・安心に対しては全く問題ないんだということでございますが、どこまで何を基準に確認をして問題ないと言っているのか、その辺が私としましては非常に問題だということで考えまして、再度、その辺をお伺いしたいと思っています。

それから、次の議案第65号につきましては、これは最後までやるんだという100%の同意が目的だというふうなことをご説明いただきました。そのとおりだと私は思っております。

そこで、私が前に質問等でお話を聞いたときには、答弁の内容を見ますと、そういうところの申請がありますと、役職等、人事を含む事業組織を作成して、提出をしていただきたいというお話をしているという話も聞いておりますが、今回のこの3地区につきましては、最後までやるという条件のもとで、そういう役職、人事等の組織が出てきているのか。

それで、この3地区につきましては、最後までやるという覚悟でいるのか。ただ単に、調査で終わるといふことなのか、その辺をはっきりしていただきたい。その点を質疑いたしまして、私の3回目の質疑をこれで終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 3回目のご質問にお答えをいたします。

今回の改正は一般廃棄物の取り扱いの改正でありまして、先ほどお話しいただきました家屋解体とか、建築廃材とかにつきましては、県が産業廃棄物としての許可を持っております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 3回目の質疑にお答えします。

現在，両地区，町屋，それと岡田・小沢地区，それぞれ地元経営体育成基盤整備事業推進協議会，こういうものが立ち上がりまして，推進をしているところでございます。そういう中で，市としましては，説明会の席でも，調査であっても100%の同意を求めながら，完成を目指すようにお願いしているところでございます。

なお，これらの調査に当たっては，やはり基準としましては，とりあえず90%以上の同意，こういうものが最低必要だというような中での，今後，さらに同意率のアップを図っているところでございます。

以上でございます。（「最後までやるというそれがあるんですか」と呼ぶ者あり）100%近い同意をとる，というようなことで求めているところでございます。（「所期の本事業ですね，それを完成させるのかということ聞いた」と呼ぶ者あり）そのための計画事業です，説明会です。（「それはわかるんですが，予算で調査に入るわけですよ。それは本当に事業まで入っているのかということです」と呼ぶ者あり）入るための調査でございます。

〔「ということは，今の話では調査は地権者が無料だと。

議長すみませんね。よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

議長（高木将君） 会議を再開いたします。

次，26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は議案第54号平成18年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算，議案第65号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算，この2件について質疑を行います。

先ほどもこの決算につきましては，同僚議員から質疑がありましたけれども，5ページの歳出の不用額，4億8,330万2,428円と。私はこの中で，特に民生費，それから教育費等について何点かお伺いいたしたいと思います。

まず，199ページの節の20扶助費ですけれども，生活保護の関係です。この生活保護が今，福岡などでも申請しても拒否されるというようなことで，命を落とすというような市民も出ているわけですけれども，当市においてこの決算の中で保護申請が何件あり，却下したのがあるのかどうか。それから，決定の取り消し。こうことがあったのかどうか，その状況についてお伺いいたしたいと思います。

それから，もう1つは参考まで伺いたいんですけれども，今年，リバースモーゲージ制度，これが新設されたと思うんですけれども，こういう中で取り扱っている件数が今年度あるのかどうか，伺いたいと思います。

次,教育費ですけれども,297ページの目の2教育振興費。この中での不用額ですけれども,1,108万7,491円ということで,執行率で見れば89%なんですけれども,この中で特に需用費,それから次のページの備品購入費403万1,816円と,これが金額的には大きいわけですが,それから次のページの備品購入費403万1,816円と,これが金額的には大きいわけですが,需用費については消耗品,食糧,印刷製本,修繕費と,いろいろと節減を図って出てくる数字かもしれませんが,この中の印刷製本費の中で,先ほど文化振興費の中でもお話がありましたけれども,有料の問題ですね。成果報告でいいますと,75ページなんですけれども,この一番上に水戸徳川家の墓所調査報告書印刷製本ということで,300部委託をしたわけですね。これが大体,当初予算の半分ちょっとで済んだということで,不用額が100万円ぐらい出ておりますけれども,この資料がどのように扱われているのか,有料で販売しているのか,関係者に渡っているのか,そういうことについて伺いたいと思います。

次に,299ページですけれども,節の18備品購入費,不用額として403万1,816円ということで出ておりますが,この中の図書購入費。予算より多少,減になっておりますが,この図書購入費,どのようなものを購入しているのかなというときに,結構,全集類とか,資料集とか,まとめてごそと買っているというようなことなんですけれども,こういうことで図書購入に当たっての本のリスト,そういうものをどのようにしているのか。

私はこれまで図書司書をぜひ置いてほしいというようなことを求めてきましたけれども,校務分掌の中で先生が図書購入ということになると,やはり全集物をまとめて,一括して購入してしまうと。こういうような形がとられてしまうのかなということで,全集が悪いということではありませんけれども,子供たちがいろいろ興味関心を持つ本,それから教材に関係した本,やっぱりそういう広く当たって,購入してほしいなと思うわけですが,購入の仕方がどのようにされているのか伺いたいと思います。

中学校の目の2教育振興費ですけれども,これについても不用額が1,065万1,127円ということで,執行率90%ですけれども,この中の節の18備品購入費,図書購入費671万4,626円ということで,これは予算よりも大分少なく購入費を当てておりますけれども,この本の購入もまとまった全集物,あるいは資料集等々を購入しているようですけれども,これについてもどういう考えで購入されてきたのか伺いたいと思います。

次に,やはり教育費の目の4,340ページですけれども,この体育施設費,当初予算で1億1,531万5,000円,補正で480万5,000円ということで,合計1億2,012万円と。この中で,不用額872万8,898円ということで,補正をしながら,その倍近く不用額が残っているということで,この辺でもこの支出の中でいろいろやりくりがあったり,時期的なものでこういう不用が出たのかなとも考えますけれども,この不用額の内容について伺いたいと思います。

それから,341ページ,需用費ですけれども,この11の需用費,401万9,726円。この不用額の内容を伺いたいと思います。成果報告で見ますと,太田地区の体育館と,それから金砂郷地区の体育館の光熱水費,このあたりが利用者の人数によって変動してくるのかなと思いますけれども,内容について伺いたいと思います。

それから、大分、中の細かいところにわたって伺いましたけれども、もう1つ、大事なことを忘れていました。歳入関係です、歳入の市民税、上段にあります不納欠損額2,054万9,610円とあります。収入未済額が6億7,156万2,509円ということで、この収入未済額の滞納者の実態、所得別、それから滞納額別ということで、その区分ですけれども、金額的にはぜひ少額の区分の中でお示しいただきたいと思います。

決算の方は以上です。

それから、議案第65号平成19年度の一般会計補正予算について、5点について伺いたいと思います。

まず、歳入の9ページ。15県の支出金ですけれども、この中でも教育総務費委託金、理科支援員等配置事業委託金、英語活動等国際理解活動推進事業委託金ということで、これについては23ページの歳出との関係もありますので、まずここから伺いたいと思うんですけれども、この中の3、教育指導費、節の8あたりに当たるのでしょうか、報償費、講師謝礼等12万4,000円、69万6,000円と、合わせて82万円増額になっておりますけれども、この理科支援員等配置事業ということで、これは国が660億円ですか、予算を充てて、新規事業として行う事業ですけれども、この中で目的を読んでみますと、理科が得意な人材を小学校理科授業に活用すると。

そして、内容としては教員の支援、それから小学校教員の理科指導力の向上、こういうことがねらいになっているようですけれども、当市におきましてはどのような内容で、この事業を進められるのか。小学校何年生が対象になり、またその人材確保ですけれども、どのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

そして、その中で、やはり目的に沿った事業が進められると思いますけれども、国の目的は出ておりますけれども、理科授業そのものについてはどのような目的を持って進められるのか伺いたいと思います。英語活動等についてもあわせてご説明をいただきたいと思います。

前に戻りまして、12ページ、6の企画費の節13委託料。主要プロジェクト調査業務委託料250万円。これは県と折半で総事業費500万円で行う事業であるというような説明がありまして、特に地産地消の仕組みづくり、それから地場産品のブランド化等々、説明がありましたけれども、この調査を委託された後、当市の地産地消の中で、これをどのように生かしていくのか、これからこの業務委託が進めば、実践ということに入ると思いますけれども、この実践計画が何年ほど持たれるのか。それから、この中身についての構想を伺いたいと思います。

次に、目の3の農業振興費ですけれども、この中の節の19、負担金、補助及び交付金。この補助金のいばらきの園芸産地改革支援事業費602万2,000円ということで、ぶどう組合の生産者が大変頑張っておられますけれども、この整備状況について、今回、当初予算でも挙げられていると思いましたがけれども、今回、整備をすればどのぐらいの面積がこれで整備されるのか伺いたいと思います。

19ページ、林業施設費。節の13の委託料ですけれども807万円。測量調査設計委託料ということで挙げられております。これは堰場飯淵線であるということで担当課から伺いましたけ

れども、この林道を今回設計委託して、その後、工事が行われるというような予定になるかと思えますけれども、この林道の利用ですけれども、どういう状況なのか、ひとつ伺いたいと思います。

それから、延長。その後の工事費が概算でどのくらいかかるのか。それに伴う財源ですけれども、それは何で充てるのか伺いたいと思います。

20ページの商工振興費。この中の節の19、負担金、補助及び交付金です。この補助金の空き店舗活用事業費68万4,000円ですけれども、これは事業規模の変更というようなご説明がありましたけれども、この内容と見通しについて伺いたいと思います。これについても、総事業費、事業期間、その2点について伺いたいと思います。

以上、5点について補正の中ではご説明をお願いいたしたいと思います。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第54号平成18年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についてのご質疑にお答えいたします。

市税の収入未済額における滞納の実態についての質疑にお答えをいたします。まず、滞納額の分類による実態でございますけれども、市県民税、固定・都市計画税、軽自動車税、この市税3税について1つとして10万円未満、10万円から50万円未満、50万円以上の数値でお答え申し上げます。10万円未満の方が3,108人で全体の79.3%。10万円から50万円未満が658人で全体の16.8%。50万円以上の方が154人で全体の3.9%となっている状況でございます。

続きまして、所得別の分類による滞納状況について所得、人数、割合で申し上げます。所得0円の方、人数454人、14.7%。100万円までの方が777人、25.1%。100万円から300万円までの方が1,428人、46.1%。300万円から500万円の方が290人、9.4%。500万円から700万円の方が108人、3.5%。700万円以上、42人、1.2%。合計で3,097人でございます。これは法人は除かれております。所得300万円以下が2,659人で、全体の85.9%を占めている状況であります。このようなことから、当市の滞納は10万円未満の方、あるいは所得300万円以下の滞納者が市内に点在しているのが実態であり、特徴でもございます。

以上です。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 決算のうち、生活保護費関係のご質問にお答えいたします。

生活保護関係で、申請は24件。うち、保護開始が18件、開始率が75%となっております。それから、強制的に廃止したという例はございません。

続きまして、リバースモーゲージ。これは不動産等の財産を担保に生活費を貸しつけて、その財産を処分して、その返済に当てるといふ制度だと認識しているんですけれども、当市ではこの

制度を採用しておりません。

以上です。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

まず、議案第54号、決算であります。決算書の中の297ページ、教育振興費の不用額1,000万円以上の不用額があるわけでありまして、大きいのは11の需用費、それから次ページの299の備品購入費等々でありまして、この内容についてお答えいたします。

297の需用費につきましては、この中で印刷製本費が69万9,018円となっておりますが、当初予算で147万7,000円ほど予算措置がされておりまして、ここで80万円強の不用額が生じたものでございます。これは当初見込んでいたものが各学校においてなかったということから、このような形の不用額が発生したものでございます。

それから、299ページの備品購入費であります。403万円強の不用額が出ております。この備考に書いてあります各項目からいいますと、大部分が予算どおりの執行がされておりますが、この中で教材用備品購入費、これが予算と決算の絡みでは143万5,000円の不用額。コンピューター教室用備品購入費では予算と決算の絡みでは243万3,000円の不用額。その他の額の調整で403万1,000円の不用が出ております。

特に、コンピューター教室用備品の購入につきましては、学校配分予算と教育委員会の手持ち予算ということで持っておりまして、学校配当予算の執行を先にさせていただきまして、必要に備えて教育委員会の予算を使ってもらうことであります。今回、特に教育予算の執行まで行かなくても、各学校においてコンピューター用備品の購入ができたため、243万3,000円の、この分でいいますと、不用が生じたものでございます。

それから、中学校費の同じく教育振興費でありまして、303ページになりますが、18の283万5,870円の不用額であります。これも備考欄を見ていただきますと、この中で不用額が出ておりますのは、教材用備品購入費、当初予算の比較で174万円、一般教育用備品購入費149万6,000円、同じくコンピューター教室用備品購入費277万3,000円ということで、トータルで283万5,870円。逆に、少し当初見込んでいない支出もありまして、トータルとしては283万5,870円の不用額でございます。これも小学校の教育振興費と同じように、各学校において執行した中で、当初見込んだものが必要でなかったりということがありまして、このような不用が出てきております。コンピューター用の備品につきましても、教育委員会の持っている予算というものがありまして、そこについては執行しなくても済んだというような結果の中から不用額が出てきております。

それから、それぞれ小学校振興費、中学校振興費の中の備品購入の中で、図書購入費がそれぞれ予算に対して執行がされておりますが、購入についての考え方はということではあります。基本的には県が指定しています『みんなに進めたい1冊の本』という本の中から基本的には選定をしていただいたり、それから総合的な学習の時間の中での図書についても、子供たちの希望をと

りながら購入したのものもあります。確かに、昨年度の決算でいいますと、全集的なものもありますが、これについては安易な選び方ということではなくて、どうしても必要だということ中で、学校の中で選択をし、購入したものでございます。

次に341ページ、体育施設の不用額872万8,893円の中で、11、需用費401万9,726円。委託料342万2,967円ということで、この節が多いわけでありましたが、この内容についてお答えをしたいと思います。

11におきましては、やはりこの備考に書いてある消耗品からそれぞれの項目を見ますと、ほとんど予算どおりに執行されておりますが、この中で光熱水費、当初予算額2,201万5,000円、決算額1,772万5,205円ということで、この分で428万9,000円の不用が生じております。当初、すべての市内の施設、山吹、春友、白羽、大里、それから海洋センター、里美ということで6施設を管理しているわけでありましたが、この電気、水道、下水道代を当初、月額183万4,000円で見込んで、予算を計上したところでありましたが、決算としては月額147万7,000円ということで、表記の不用額が生じたものであります。

それから、13の委託料であります。この中で342万円強の不用額が出ておりますが、大きいのは芝生植物維持管理委託料、当初予算額が200万円でありました。ここで、109万9,000円の不用額が出ております。次ページの、343ページの下から3行目、草刈り等業務委託料、当初予算額387万4,000円で222万8,208円ですので、164万5,000円の不用額が出ております。内容につきましては、341ページにつきましては、白羽スポーツ関係の経費でありまして、当初、シルバー人材センターとの委託を考えていたわけでありましたが、職員で対応できるという議論の中で、一部については職員が直接行ったということで、そのため当初予算よりは決算額が減って、不用が生じたものでございます。

それから、草刈り等業務委託料につきましては、実は大里のふれあい広場において、ターゲットボードゴルフ場の除草剤散布をシルバー人材センターにお願いしたわけでありましたが、散布の仕方を間違ってしまったので、シルバー人材センターが責任ということで、補償としてその専門業者に行っていただきました。その結果として、シルバー人材センターに対する支払いが少なかったため、不用額が生じたものでございます。

次に、議案第65号一般会計補正予算(第2号)についてのご質問にお答えします。補正予算書9ページ、6項教育費委託金162万7,000円。これについては、2つの事業についてはすべて県からの委託事業でありまして、同額を歳出の23ページの3項教育指導費の中で措置しているところであります。

まず、理科支援員等配置事業の内容であります。本事業は今年度から5カ年の事業であり、理科の授業及び実験活動等における教員の支援を行うことで、小学校理科授業の活性化や、一層の充実を図ることをねらいとして、県内の公立小学校五、六年の291学級で取り組むものです。本市では、8学級分の予算措置がありまして、機初小学校3学級、世矢小学校1学級、金郷小学校1学級、郡戸小学校1学級、久米小学校2学級の5校8学級で取り組むものでございます。

支援員としましては、現在4名確保しておりまして、退職教員が2名、その他地域の方が2名

ということで、協議が今進められておりまして、10月から授業に入る予定になっております。なお、支援金の歳出内訳であります。支援員の謝金、旅費、その他の謝金等で74万7,000円でございます。

また、当市の理科の授業の目的ということでの質問もありましたので、これは基本的には県の目的と同じでありますけれども、児童一人一人が、特に理科に関する興味関心をもっと高めてもらうということに留意して授業を進めていくということで考えております。

次に、小学校における英語活動等国際理解活動推進事業についてお答えいたします。本事業は、本年度から2カ年の継続事業でありまして、小学校における英語活動の指導方法等の確立を図るため、地域の学校のモデルとなる拠点校を設定し、1年次は拠点校を中心とした取り組みを行い、2年次はそれを区域に広げることで、地域全体の指導力の向上を目指すものであります。教育事務所単位で拠点校が設定されておりまして、県北教育事務所管内では常陸太田市と北茨城市の区域で、小里小学校が拠点校となっております。

五、六年生以上が総合的な学習の時間の中で週1時間程度、英語に親しむ活動を重視した授業づくり、主体的な学習につながる教材・教具の開発、外国の文化に触れる体験活動などを行う予定であります。保護者の協力を得たり、英語活動に堪能な地域の方々の協力を得ながら、英語に親しむ活動に取り組んでいます。また、大学の講師を招いて、小学校の英語活動の今後の進め方や、国際理解活動の進め方の研修を予定しているところであります。歳出内容としましては、講師謝金、旅費、教材備品購入費、消耗品など88万円の補正予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

答弁漏れがありました。決算書の中の、文化費の中で、徳川家関係の墓所の調査報告書の活用についてのご質問がありました。この報告書については、300部を作成したわけではありますが、現在、考えておりますのは、まず所有者の水戸徳川家との協議がございまして、配付先といたしましては、文化庁へ25部送付。それから、茨城県、県の関係機関、県内市町村、県内図書館、市内の中学校、高等学校、図書館、執筆者、所有者、それから近世について研究している国内の研究機関、同様の国指定史跡所在市町村などに配付をしていきたいというふうに考えております。また、一般の市民の方には図書館に配備したいと思っておりますので、図書館でござんをいただきたいと思いますと考えております。

この報告書については、内容的にはなかなか難しいところがありますので、今後、所有者である徳川家の協力を得ながら、いろんな学会や専門書などに発表できる機会を設けられるように、働きかけをしていきたいと思っております。

また、これを使うかどうかは別としましても、今、まちづくり出前講座を行っております。その中でも、瑞龍山のこのことについての理解を深めていただくために、できるだけまちづくり講座の中で説明もしていきたいというところで考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 議案第65号一般会計補正予算の12ページの主要プロジェクト調査業務委託についてお答えを申し上げます。

これにつきましては、県の新市町主要プロジェクト支援事業としまして、県から選定を受けまして、合併新市町の主要事業の早期実現を図るため、県が市町村に対して連携により支援を行うという事業でございます。

この事業につきましては、原則、3年が支援事業となっております。1年目が、県とそれから市でプロジェクトチーム、ワーキングチームをつくりまして計画を策定するものでございます。今回、補正で計上しておりますのが、この計画策定費でございます、本市が2分の1の250万円、県が250万円拠出するものでございます。

この委託の内容としましては、本市ではプロジェクト名を、地産地消と交流による「人と地域の元気づくり」プロジェクトと題しまして、地場産物を生産、加工、販売、消費するという地産地消の仕組みづくりと、それからブランド化の推進。地域特産物や観光資源等の地域資源のネットワーク化、情報発信体制の確立、こういったものについて調査検討をし、計画を策定するものでございます。

この計画につきましては、支援事業が原則3年でありますので、平成20年と平成21年、この2年間につきまして計画に位置づけられた事業につきましては、国、あるいは県の補助金の優先採択、あるいは県施策の重点実施等、そういった支援が受けられるということになってございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第65号平成19年度常陸太田市一般会計補正予算の中の18ページ、5款農林水産業費、3目の農業振興費、19負担金、補助及び交付金の中の、いばらきの園芸産地改革支援事業費補助金602万2,000円についてお答えいたします。

この事業は、JA茨城みずほ常陸太田ぶどう部会に対する簡易雨よけ施設導入のための経費補助でございます。平成16年度からの補助事業でございます。過去の事業面積は平成16年度が0.35ヘクタール、平成17年度が1.3ヘクタール、平成18年度が4.87ヘクタールとなり、補助事業として合計6.52ヘクタール導入されております。また、個人負担により設置された雨よけ施設、約1.8ヘクタールありまして、現在、部会全体では8.3ヘクタールの雨よけハウスが設置されております。なお、ぶどう部会の栽培面積は約35ヘクタールとなっているところでございます。

同じく、19ページ、項の林業費、3目林業施設費、13節委託料の測量調査設計委託料807万円についてお答えいたします。この林道は堰場飯淵線でありまして、平成元年に工事に着手し、平成16年度に完成しております。受益面積が75ヘクタールとなっております。今回、この舗装をすることによりまして、森林へのアクセスを容易にし、森林の管理、林業経営の効率化、さらには交通の安全確保を図るために平成20年度、平成21年度の両年において舗装工事を実

施するために今回、延長3,083メートル、幅員4メートルの林道を路盤調査を含めた測量調査設計を行い、舗装工事の総事業費を算出して、設計図書を整備してまいりたいと考えているところでございます。工事費における財源内訳につきましては、事業費の3分の1を道整備交付金を活用し、残りは過疎債を充当する計画でございます。

次に、20ページの6款1項2目、商工振興費の19節の負担金、補助及び交付金の補助金、空き店舗活用事業費688万4,000円の補正の内容につきましては、2件の内容がございます。

1件目は、県の補助事業でありますチャレンジショップ事業補助でありまして、商工会の事業に対する家賃補助の補正であります。これは当初予定しておりました空き店舗が計画の途中で利用できなくなり、やむなく利用地の変更を行ったため、家賃月額に変更が生じたことにより増額補正するものでございます。当初予算では、月額家賃2万9,000円の12カ月分、34万8,000円のうち、県、市の補助額として4分の3に当たる26万1,000円を計上しておりましたが、利用地の変更により、家賃月額4万5,000円の12カ月分の4分の3に当たる40万5,000円との差額、11万4,000円を計上しております。

2件目が、県の補助事業であります、がんばる商店街支援事業に商工会が申請し、県が裁定の見込みなので、補助率に応じて補正するものです。総事業費1,011万2,000円で補助率は県が40%の404万5,000円、市は40%で同じく404万5,000円、事業主体が20%の202万2,000円となっております。事業の内容は、食、歴史、文化をテーマとした鯨ヶ丘商店街活性化事業として、地域の物産、財産を活用し、食、歴史、文化をテーマとしたハード、ソフト、両面の事業を展開し、にぎわいのあるまちづくりを目的とするものでございます。

具体的には、現在、商工会が商店街活性化事業実行委員会を立ち上げまして、事業の推進について協議が進められております。今回の補正は、県の補助事業に見直しがあったためと、商工会の取り組む補助事業の予算拡大に伴う差額674万円を計上したものでございます。2件を合計いたしまして、688万4,000円の補正でございます。なお、この県の補助事業であります、がんばる商店街支援事業につきましては、次年度も存続の予定はあるということでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） ご説明いただきまして、ありがとうございました。この滞納整理ですけれども、副市長を先頭に滞納整理の対策ができましたけれども、今、滞納額別と、所得別と、金額、数値を出していただきましたけれども、こうしてみますと、所得別で、先ほども説明がありましたけれども、ゼロから300万円未満で85.9%を占めるという中では、滞納整理に当たってはやはりそれぞれの人の生活があるわけですから、生活の実態をしっかりと見きわめていただいた中で、整理に当たっていただきたいと。ひとつ、要望ですけれども、お願いしたいと思います。

決算の中で、教育費ですけれども、297ページ、特別問題があるということではないんですけれども、先ほどの説明の中でちょっと気になったのは、教育振興費の備品購入費ですけれども、

この中で当初見込んでおいたものがなかったということで、教育委員会が持っていたもので間に合ったというようなことですけれども、教育委員会と学校、当初予算を立てるときに、やはりそういう部分でもきちんと調整をしてほしいと思うわけです。今後はしっかり学校、教育委員会の中で予算計上するときには当たってほしいと思いますけれども、そこはそういうことでお願いしたいと思います。不用額の中身についてはわかりました。

図書購入費ですけれども、これについては毎年、私、見ているんですけれども、先生が兼任でやっているというところの難しさもあるのかと思いますけれども、課題図書、これは購入は必要だと思いますけれども、そのほかに文学全集、それから辞典等々ありますけれども、この文学全集あたりの子供たちの、生徒の利用ですけれども、こういうことも図書司書がいればきちんとした資料も出せるんでしょうけれども、どのぐらい利用されているのかなという、少し疑問も感じないわけにはいかないんですけれども、今後もこの図書購入費の予算をぜひ効果的に教育の中で生かしてほしいと。もう一工夫をお願いしたいと思います。

先ほどの横文字で非常に覚えにくいですが、リバースモーゲージ制度ということで、二、三回言ってもなかなか口も回らないんですけれども、この制度ですけれども、これを見ますと、ことしの4月にスタートしておりますけれども、先ほどもありましたけれども、生活保護を必要とする65歳以上の高齢者を対象として、長期生活支援資金の制度なんですね。

こういう背景というのは、政府が社会保障の中で、生活保護の改革が一番おこなっているという中で、改革と称してこういうリバースモーゲージ制度をつかって、民間でお金を貸してもらおうと。ここでいえば、社会福祉協議会でしょうけれども。土地あたりが担保になるわけですけれども、亡くなった後はその土地を売却して清算すると。これは生活保護というよりも、お金を貸しつけるという制度、こういう制度が入り込んでいるということで、先ほど当市では採用しないということで、今年度、しないということは、今後、あくまでもこの制度は利用しないんだということで受けとめてよろしいのかどうか、再度のご答弁をお願いいたします。今、そういう人がいないということと、採用しないということではちょっと中身が違いますので、はっきりさせておきたいと思います。

以上で、私の議案質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） ただいまのリバースモーゲージの件なんですけれども、決算の関連ということでお答えしたいと思います。

現時点では、採用するという考えはございません。

以上です。

〔「答弁漏れがありましたね。林業の工事費の……」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第65号の林業費の中で、総事業費ということで漏れたというよ

うなことでございますが、これにつきましては今回の設計ごとに算出するというようなことになるわけでございますが、おおよその事業費とすれば5,000万円の前後というようなことで予定されております。

なお、先ほどの、同じく65の補正予算の中で、答弁の中に空き店舗活用事業費補助の中で、家賃の差額、11万4,000円と申し上げましたが、14万4,000円の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。議案第54号から議案第64号まで、以上11件については12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第64号まで、以上11件については12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、木村郁郎君、深谷渉君、鈴木二郎君、荒井康夫君、益子慎哉君、成井小太郎君、茅根猛君、菊池伸也君、関英喜君、川又照雄君、沢島亮君、立原正一君、以上12名を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12人を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

議長（高木将君） この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後0時00分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 関 英 喜 君 副委員長 益 子 慎 哉 君

以上であります。

次、議案第48号から議案第53号、並びに議案第65号から議案第72号まで、以上14件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に

付託いたします。

議長（高木将君） 次，日程第3，請願第2号悪徳商法を助長するクレジットの被害を防止するため，割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を議題といたします。

ただいま，議題となっております請願第2号については，お手元に配付いたしております請願文書表のとおり，文教民生委員会に付託いたします。

議長（高木将君） 以上で，本日の議事は議了いたしました。

次回は，9月25日，定刻より本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。

午後0時01分散会